

「トータルライフケアサービス」は介護という枠にとらわれず、介護を受ける方や介護する方の生活全般に関わるお悩みやお困りごとを解決するサービスです。

暮らし悠久

2016年4月25日発行

Vol. 10

介護を受ける方や介護する方の生活全般に関する
ご相談はスマイルケアカスタマーセンターへ



カスタマーセンター電話番号

0120-098-298 <相談無料>



暮らしのお悩み
相談室

土地を貸した相手が死亡。 地主としての対応策は?

今回のお悩みは、「借地権」について。土地の賃貸借契約である借地権は、20年～30年という非常に長い契約期間が設定されるため、期間中に当事者(貸主・借主の双方)が高齢になることが多く、場合によつては死亡することも……。借地人が亡くなつた場合の地主側の対応について、専門家がお答えします。

Q

私が貸している土地の借地人が先日亡くなりました。特に遺言はなく、借地上の建物も、残された妻と、別居している2人の子供が相続したようです。あと少しで、借地契約の更新時期である30年。でも、滞納地代が20万円にのぼっています。私は今後どのように対応すれば良いでしょうか?

A



翼法律事務所
弁護士／小椋 優先生

遺産分割前の場合は、
共同相続人全員との
交渉が必要になります。

新たに発生する地代は「不可分債務」、
滞納地代は「可分債務」。
借地人死亡後に新たに発生する地代は「不可分債務」です。共同相続人全員が責任を負うので、地主は相続人全員(この場合は妻と子供2人)に対し地代全額を請求できます。ただし、借地人死亡時までに発生した滞納地代は、一般的には「可分債務」とみなされます。判例上は、法定相続分に応じて各共同相続人に帰属すると考えられているため、本件の場合は滞納地代20

万円のうち、妻に対し10万円、子2人に対し各5万円ずつしか請求できないことになります。

法律関係をすっきりさせるためにも、
なるべく交渉窓口の一本化を。

遺産分割が終わり借地上の建物と借地権の相続人が確定したら、借地契約はその相続人との間でのみ継続するので、地主側としては交渉や手続きがほしいぶんラクになります。でも、実際には遺産分割協議がまとまらず、長引くことも少なくありません。そのため、本件のような場合は、まず誰が共同相続人なのかを確定させ、その上で直接交渉する窓口を一本化するため、共同相続人の中の特定の一人を共同相続人全員の代理人として立てるよう働きかけていくと良いでしょう。

また、借主・貸主の双方に言えることですが、死亡後のトラブルを避けるためにも、元気なうちに財産については相続対策を行い、遺言書も用意することをおすすめします。

遺産分割前の借地権は「不可分債権」。

分割できない債権・債務のことを「不可分債権」、「不可分債務」といいます。遺産分割前における借地権は「不分債権」にあたり、相続人全員によ

	遺産分割前	遺産分割後
借地権	共同相続人全員による共同管理 「不可分債権」	相続人との間でのみ契約継続
新たに発生する地代	共同相続人全員に全額請求可能 「不可分債務」	相続人相手に請求
滞納地代	「可分債務」 法定相続分に応じて共同相続人に請求 妻に対し1/2の10万 子2人対し1/4の各5万	妻に対し1/2の10万 子2人対し1/4の各5万

お薬手帳持参で支払いが安く! 4月からの診療報酬改定のポイント。

自分が使っている薬の名前や量・使用法などを記録できるお薬手帳。4月からの診療報酬改定で薬剤服用歴管理指導料が見直され、原則として**6ヶ月以内に同じ薬局を利用し、その際にお薬手帳を持参した方**は、それ以外の方より管理指導料が12点低くなることになります。

ただし、初めて薬局を利用する場合や、2回目以降でも過去6ヶ月以上その薬局を利用してない場合は、手帳を持参しても安くなりません。また、利用する薬局の施設基準によっては対象外となるので注意が必要です。

今回の改定は、「お薬手帳を忘れたら高くなる」わけではなく、あくまでも「かかりつけ薬局による薬の一元管理」の推進を目的としたものです。お薬手帳を有効活用すれば、薬の重複処方等も防止可能。ただ持つていてだけではなく、代理人が他の相続人から借地権に関する代理権を授与されている場合を除く)。

薬局を利用していない場合は、手帳を持参しても安くなりません。また、利用する薬局の施設基準によっては対象外となるので注意が必要です。

今回も改定は、「お薬手帳を忘れたら高くなる」わけではなく、あくまでも「かかりつけ薬局による薬の一元管理」の推進を目的としたものです。お薬手帳を有効活用すれば、薬の重複処方等も防止可能。ただ持つていてだけではなく、代理人が他の相続人から借地権に関する代理権を授与されている場合を除く)。



住宅改修実例紹介

様々な場所への手すり設置

滑りやすい廊下や階段も、安心して使いたい浴室も、立ち座りの動作が大変なトイレも、適切な場所に手すりを取り付けければ、ぐつぐついぶんラクになります。でも、実際に遺産分割が終わり借地上の建物と借地権の相続人が確定したら、借地契約はその相続人との間でのみ継続するので、地主側としては交渉や手続きがほしいぶんラクになります。でも、実際には遺産分割協議がまとまらず、長引くことも少なくありません。そのため、本件のような場合は、まず誰が共同相続人なのかを確定させ、その上で直接交渉する窓口を一本化するため、共同相続人の中の特定の一人を共同相続人全員の代理人として立てるよう働きかけていくと良いでしょう。

また、借主・貸主の双方に言えることですが、死亡後のトラブルを避けるためにも、元気なうちに財産については相続対策を行い、遺言書も用意することをおすすめします。



介護支援の最前線より

ワーク＆ケアバランス研究所(東京都渋谷区) 運営管理責任者 和氣美枝さん

去る3月、東京ウインズプラザで開催された「男性の家族介護応援プロジェクト」。その企画・運営に携わったワーク＆ケアバランス研究所主宰の和氣美枝さんは、今日の介護社会を取り巻く現状について、こう問題提起しています。

介護は情報戦。
なのに情報が届かないという矛盾。

「男性の家族介護応援プロジェクト」の事業を通じて最も苦労したのは、「二一ズの喚起や発掘」だと和氣さんは語ります。幅広い広報活動にも関わらず、思うように参加者が集まらない現状……。

ワーク＆ケアバランス研究所の活動を通じて、介護に関する有益な情報を渴望している方が多いことを肌身で感じているだけに、もどかしさが募ります。

実は、巷には介護についての情報はあれんばかりにあると断言する和氣さん。それなのに「情報がない」との声が聞こえるのは、ひとえに「情報収集の方法が分からぬ」から。ケアマネージャー等が常駐する「地域包括支援センター」の存在すら知らない方も多く、核家族化が進み「介護」が身近なものでなくなつた今、突然の事態に備える難しさが改めて浮き彫りになつてきています。

明日の介護者のために、
「介護」をもつとオープンなものに。

自分自身が介護者になったとき、無駄にお金や時間、体力、気力を消耗しないためには、介護がもつと身近にある社会の構築が必要です。ご近所同士の井戸端会議や職場での雑談時、介護についてフランクに語れるようになれば、いざというときの相談相手にも困りません。ひとりひとりが貴重な情報源。人々の生活の中で介護が当たり前の世の中になれば、情報収集も楽になり、介護の苦労や悩みも軽減されるはずです。

和氣 美枝
平成26年、ワーク＆ケアバランス研究所立ち上げ。多方面から介護者支援活動に取り組む。
平成27年10月27日には、テレビ朝日系列「羽鳥慎一モーニングショー」にコメンテーターとして出演。大山のぶ代さんの夫で、現在認知症を患有する大山さんを介護中の俳優・砂川啓介氏とともに、隠れ介護について働く介護者の視点から意見を述べる。

「生活リハビリ」を兼ねたメリハリのあるホーム内での1日
実際の有料老人ホームではどんな生活が営まれているのか、家族の方にとつては非常に気になるところです。そこで今回は、都内のホームに入居中のYさん(84歳・女性・要介護3)の1日を例にご説明します。

7:00	起床①	15:30	リビングで談笑
7:30	朝食	18:00	夕食
8:00	リビングで団らん	19:00	居室で音楽を聴く
9:45	リハビリ運動②	20:30	就寝準備
10:00	ティータイム	21:00	就寝
12:00	昼食	0:00	職員による夜間巡回
13:30	入浴③	2:30	ナースコール⑤ (職員を呼びトイレ介助を依頼)
14:00	レクリエーション④ (音楽セラピー・外気浴等)	3:00	職員による夜間巡回⑥
15:00	おやつ	5:00	職員による夜間巡回

プロにまかせて安心！有料老人ホーム選び (連載第5回)
「生活リハビリ」を兼ねたメリハリのあるホーム内での1日

ホームの1日のタイムスケジュールは、入居者が居室から出入りすることが多く、一人でぼんやり過ごすことのないよう工夫されています。これは、日常の動作を通じて身体機能を回復させることのお手伝いをします。

② リハビリ時の様子はホームの状況により異なりますが、個別または集団体操等で入居者のリハビリをサポートします。

③ 入浴は、基本的に週2回(または週3回)で、入居者の身体状況に合わせて一般浴や機械浴でスタッフが入浴を介助します。

④ レクリエーションの回数や内容は、施設によって様々です。

⑤ 各居室のベッドとトイレにはナースコールが設置してあり、コールすれば夜間でもスタッフでスタッフが入浴を介助します。

⑥ 就寝後は2～3時間おきにスタッフが見回りを行います。

ホームの1日のタイムスケジュールは、入居者が居室から出入りすることが多く、一人でぼんやり過ごすことのないよう工夫されています。これは、日常の動作を通じて身体機能を回復させる「生活リハビリ」を兼ねているため。生活のリズムが改善されただけではなく、親族以外の人(他の入居者や施設スタッフ)と接することで社会性も維持できるというメリットがあります。

① 起床時はスタッフがお声かけをし、着替え

② リハビリ時の様子はホームの状況により異なりますが、個別または集団体操等で入居者のリハビリをサポートします。

③ 入浴は、基本的に週2回(または週3回)で、入居者の身体状況に合わせて一般浴や機械浴でスタッフが入浴を介助します。

④ レクリエーションの回数や内容は、施設によつて様々です。

⑤ 各居室のベッドとトイレにはナースコールが設置してあり、コールすれば夜間でもスタッフでスタッフが入浴を介助します。

⑥ 就寝後は2～3時間おきにスタッフが見回りを行います。

5月のトピックス

「高齢者向け給付金」申請受け付け中。対象者は忘れない手続きを。
申請受け付けが既に始まっている高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)。「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくく、所得の少ない高齢者を支援するために1人につき3万円を支給するもので、次の2つの要件を共に満たす方が対象となります。

① 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象である方(同年度分の住民税(均等割)が課税されていない方)。
② 平成29年3月31日までに65歳以上になる方。
給付金を受け取るために、申請が必要です。具体的な申請方法や受付期間は自治体により異なるので、詳細は各市町村へご確認ください。

※課税者の扶養親族や生活保護受給者は除く。平成27年度臨時福祉給付金の受給有無は問わない。

〔下肢筋力強化体操〕

毎日コツコツ健康づくり！
転倒予防体操・パート2
下肢筋力を強化しよう！
前回取り上げたバランス能力とともに、下半身の筋力強化も転倒予防に効果的。筋肉の持久力が低下すると姿勢の保持が難しくなるため、転びやすくなります。でも、足に筋力があれば、バランスを崩しても踏ん張りがきくので倒れません。今回は、椅子に座つて下肢筋力強化体操をご紹介します。

- ① 太もも全面の強化(その1)
片方の膝を伸ばして5～10秒保持し、ゆっくり下ろす。(左右を1～3セット)
- ② 太もも全面の強化(その2)
膝を曲げたまま、足音が鳴らない程度でゆっくり20回足踏みする。(1～3セット)
- ③ 太もも内側の強化
足を開いて膝の間にクツシヨンを挟み、つま先を上げて5秒間保持する。元に戻り、次にかかとを上げて5秒間保持する。(左右を3～5セット)
- ④ すね・ふくらはぎの強化
足膝を90度にして足を床に付け、片方のつま先を上げて5秒間保持する。元に戻り、次にかかとを上げて5秒間保持する。(左右を3～5セット)

(取材協力)



【電話番号】042-461-3881

◎所在地／西東京市柳沢2-2-3
(スマイルケア西東京となり)
◎診察時間／平日:9時～12時・15時～20時
土曜:9時～12時(日曜・祝日定休)

お近くにお住まいの方、または怪我や体の痛みでお悩みの方は、『まるやま整骨院』まで。

トータルライフケアサービス **Smile Care** スマイルケア

本部 カスタマーセンター 〒164-0011 東京都中央区中央1-1-1 2階
TEL:03-5337-7798 FAX:03-5338-0297 水曜日、第1・第3火曜日定休

西東京 福祉用具販売＆レンタル・住宅改修 〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-2-3
TEL:042-439-5544 FAX:042-439-5420 日曜日、第1・第3土曜日定休

東久留米 居宅介護支援事業所 〒203-0032 東京都東久留米市前沢2-10-15-301
TEL:042-479-1198 FAX:042-479-1197 土曜日・日曜日定休

『暮らし悠久』の定期購読(無料)をご希望の方はカスタマーセンターまでご連絡ください。

【発行】 フォワード98株式会社
〒164-0011 東京都中央区中央1-1-1 2F TEL:03-5338-1198 FAX:03-5338-0297
株式会社アスモ
〒165-0026 東京都中野区新井1-26-4-2F TEL:03-5318-4017 FAX:03-5318-4008

お知らせ

スマイルケア西東京では、ホームページ上のデジタルカタログから注文ができるようになりました。http://www.smile-care.jan.com

『シニアハウスコム』
www.asumo-seniorhouse.com
【シニアハウスコム無料相談ダイヤル】
0120(5318)77
受付／9時～20時(土日含む)※相談員対応
(出典元)
公益社団法人
全国有料老人ホーム協会